はじめに

共同注意義務違反説と過失共同正犯をめぐる下級審判例

内海朋

子

共同注意義務違反説における過失共同正犯の成立要件が具体的にどのようなものであるかを検討し、さらに過失 過失共同正犯成立の要件については、 過失共同正犯については、現在、共同注意義務違反を中核とした肯定説が強く主張されている。しかしながら、 主観的要件を必要とするか等につき、論者によって差異がある。本稿は、 (2010.

共同正犯を肯定する下級審判例において、いかなる基準が採られているかを検討することにより、

問題点を探ろうとするものである。

(29) 44巻2号 (2010.2)

肯定説の持つ

成された。この理論構成により、 の共通認識があれば、これを共同正犯における共同実行意思と捉えることができる、という理由付けによって達 う点であった。この発見は、 過失共同正犯肯定説にとって、実に画期的であったのは、過失犯においても共同実行意思が想定し得る、 過失犯には独自の実行行為が存在し、この独自の実行行為を共同することについて 犯罪共同説に依拠したとしても、過失共同正犯を肯定することができたのであ とい

る。

あるまいか、と論じる。すなわち過失共同正犯とは、当該構成要件を実現するに足りる「危険で不注意な行為」 人の死傷等の結果が発生したのであるから、全員が「危険で不注意な行為を共同した」と評価されてしかるべき な完遂が期待されるのが通常であるところ、このような注意深い行為にでず、そのために「危険」が現実化して 分についてのみならず、他の共同者の分担部分についてまで、相互に注意しあい、もって共同作業の円滑・ に至った場合である。このような場合には、各行為者は、危険な共同行為を遂行するに当たって、自己の分担部 ばならない事情 を「共同」した者であって、共同行為者が、相互に相手方の分担部分についてまで立ち入って注意しあわなけれ 共同が可能であるから、このような刑法上重要な行為の共同を過失共同正犯として構成することは可能なのでは 律的な事実に関する意識的・意欲的共同」が必要であるとし、過失犯においても不注意な意識的・目的的行為の② この点に関して、日本において先駆的研究を行ったのは内田文昭である。内田は、共同実行意思として「前法(ユ) (危険)があるにもかかわらず、相互に注意を欠き、そのために、予想され得た結果が実現する

が顕著であるといえよう。

同実行意思を要件として求めるという構造を採り、

そして、近時の過失共同正犯肯定説は、

共同注意義務の共同違反という枠組みを維持しつつも、

共同実行と共

共同注意義務を認める判断基準の精緻化に力が注がれる傾向

を要求するのみで、主観的要件については触れていない。

である、という。 が期待される場合のみ、 が特定されており、 このように、内田説は、 各人はもっぱら自己に割り当てられた作業に専念すれば足り、 過失共同正犯を肯定し得るとし、形式的には共同行為をしていたとしても、

他の共同者の分担部分についてまで相互に注意しあい、

共同作業の円滑

・確実な完遂 最高責任

あるいは共同作業の分担部分

が完全に分割され、

他の者の担当については干渉が許されない場合においては、成立しない、とする。

2 近時の過失共同正犯肯定説

認められる場合には過失共同正犯は成立し得る、 相違が見られた。福田平は、 肯定する点にある。しかし、 ことであった。これらの見解の共通項は、 るべきは、 内田説の他にも、 犯罪共同説に拠ることを理由に、過失共同正犯を否定していた論者も、 一九七〇年代になると、過失共同正犯を肯定する見解が積極的に主張された。 過失犯にも実行行為が存在するのだから、実行行為を共同するという意思と事実が 如何なる要件の下に共同注意義務が認められるかについては、 共同注意義務の共同違反というメルクマールを用いて過失共同正犯を とする。 一方、 藤木英雄は、 過失共同正犯成立に客観的危険性 過失共同正犯肯定説に転じた 論者によって見解の 特に注 目され

31) 44巻2号 (2010.2)

共同注意義務違反の判断基

1 行為の危険性に着目する見解

しない見解が挙げられる。 まず、 主観的要件の要否については、 典型的にこのような態度が見られるのは、藤木英雄の見解である。 客観的要件としての客観的危険性を強調し、意思連絡要件をあまり重視

概念を中心として過失共同正犯を規定する。 同作業上の落度が認められるときが、過失犯における共同実行である、ということができる、として、 険の予想される状態において、相互利用・補充という関係に立ちつつ結果回避のための共通の義務を負う者の共 藤木は、 客観面を重視した要件を定立している。すなわち、単なる危険な作業の共同ということではなく、 共同実行

危

1

藤木英雄の見解

発生を防止するために必要な助言、 ば、危険な作業を共同に行っている者が、たがいに、単に自己の直接担当する作業動作から結果を発生しないよ 特定された結果回避措置を相互補充、 う結果防止のために具体的な措置をとるばかりでなく、 藤木は、「単に抽象的一般的な危険作業の共同から生ずる共通の危険防止義務ということではなく、具体的に 監視の協力をすべき義務を負うというように、 利用関係に立って充足してゆくことを要するのであるから、具体的にいえ 同時に、 共同作業中の同僚の作業動作から生ずる結果の 事故防止の具体的対策を行う

につい して処罰されるのである。 な被害の原因となる行為を共同して遂行する、という客観的な関係が認められない場合には、 るかぎりにおいて、 ての相互利用、 過失犯の共同正犯を認めうる」、とする。一方、(8) 補充関係において一体となっているという場合に、 相互利用 その一体的活動が落度ありと判断され ・補充により一体となって具体的 それぞれ同時犯と

者間 は、 んら刑法上の責任主義に反するものではない」、とする。 犯の共同正犯の成立を認めた上、発生した結果全体につき共同正犯者としての刑事責任を負わしめることは、 の共同正犯を肯定した第一審判決は 質的危険を共同正犯要件として要求する点が、非常に藤木説に近似しているといえる。 藤木説同様、 相互利用· におい て、 その注意義務を怠った共同の行為があると認められる場合には、その共同作業者全員に対し過失 補充による共同の注意義務を負う共同作業者が現に存在するところであり、しかもその共同作業 行為の実質的危険に言及するものとしては、 「社会生活上危険かつ重大な結果の発生することが予想される場合にお 世田谷ケーブル事件第一審判決があり、 すなわち、 業務上失火罪 本判決は実

必要な助言、 体的な措置をとるばかりでなく、 ル事件判決は、 ただし、 藤木が、 監視の協力をすべき義務を負う場合に過失共同正犯が認められる、 相互利用・補充による共同の注意義務を負う共同作業者が存在する、 たがいに、 単に自己の直接担当する作業動作から結果を発生しないよう結果防止の 同時に、 共同作業中の同僚の作業動作から生ずる結果の発生を防止するために とするのに対し、 とするのみである。 世田谷ケー ために具

② 大塚仁の見解

否定説から肯定説へ転じた大塚仁も、

客観的な注意義務違反の認定に当たって、

高度の危険性が存在するか否

33) 44巻2号 (2010. 2)

説 ついての客観的な注意義務違反が認められ、共同正犯も肯定され得る、とした上で、次のように述べる。 部の者の過失によって重い結果が発生させられたときには、他の共同者すべてにも重い結果を発生させたことに 重い結果を発生させやすい高度の危険を含んだ事態が行為者全員に共通して存在するのだから、行為者のうち一

失をみとめられなければならないからである」。 このような事態のもとで、その注意義務の違反があったときは、共同者の全員がそれについての帰属をうける理 由があり、 ら遵守するだけでなく、共同者の他の者にも遵守させるようにつとめなければならない関係にあり、 況の下で、 務が課せられており、かつ、それに違反するときは一定の犯罪的結果を生じさせる高度の危険がうかがわれる状 結果を生じさせたときは、共同した構成要件的過失をみとめることができる……共同者の全員に共通した注意義 に共通の注意義務が課せられているとみられる場合に、めいめいがその注意義務に違反したことによって犯罪的 「二人以上の者が犯罪的結果を生じさせやすい高度の危険性を含んだ共同行為を行うに際して、共同者の各人 ある行為が共同して行われる場合には、各人がその注意義務を遵守すべきであるが、それは、 各自が自己の注意義務違反に対してだけでなく、他の共同者の注意義務違反に対しても構成要件的過 したがって、 みずか

44巻2号

(2010.

2)

34)

立においては、 本の丸太を投げ落とすという教壇事例についても、丸太の太さや重量、投下する場所の高度、投下される場所 の通行その他の接近の可能性など、 共同意思や共同行為の存在を指摘するのみでは足りず、例えば建築現場において複数の作業員が 大塚は、 客観的共同注意義務違反の成立に「高度な危険」が必要である、と考え、共同正 行為の危険性に関するさまざまなモメントを考慮しなければならない、と 犯の成

する。

ないまま本件溶接作業を始めても、

作業中に一方が溶接し他方が監視し作業終了後に溶接箇所にばけつ一杯の水

険の双方を過失共同正犯の成立にあたって要求する。

すなわち、

「被告人両名の間には、

遮 Vi

措

意思連絡と実質的危

大塚説は実務にも影響を及ぼしたと考えられ、名古屋高裁昭和六一年九月三〇日判決は、(ユタ)

両者の間

に相互的な利用・補充関係の見出される心理的基盤があると解される、とする。(ユ) 法的非難を加え得る心理的基礎を求めるべきであり、 の違反に関しては、 の共同者にも注意を促さなければならないのに、漫然とその心情の下に注意を怠りあったことについて、 もっとも近時では、 義務違反の意識、 共同行為者の各人がその義務に違反する共同行為を行うについて持ちあわせた共通の心情に 大塚は、 ないし不注意な行為を共同にしあう心情に重点を置く立場を採る。そして、共同注 論文「過失犯の共同正犯の成立要件」において、 めいめいが自己の行為について注意を払うだけでなく、 客観的な危険性ではなく、 共同者 他

わち、 義務、 上位者が負う監督義務と、下位者が負う直接的な結果回避の義務は、 係が存する場合には、 いう理由 意させる義務であり、 危険行為を行うことを要求し、 さらに、 注意義務を共同するということは共同行為者がそれぞれ結果回避にむけて注意し得ると同時に相手にも注 自動車運転者と助手や車掌の注意義務の間には共同注意義務は成立しない、としている点であろう。 ?に過失共同正犯を認めることは不当である。 (ユ) 出から、 特に注目に価いするのは、 共同行為実行にあたって各行為者が対等な地位にあることを要求する。 この相互性が満足されるためにはそれぞれの注意義務が同一のものでなければならないと 上位者が下位者に対して監督義務を有していると構成することが可能であり、 法律上平等な立場にあるとはいえない、建築現場での現場監督者と作業員の注意 大塚が、 共同注意義務成立の要件として、 それぞれ注意義務の内容が異なるのだから、 法律上平等の立場におい 特に、 関与者間に上下関 この場合 すな

2) 44巻2号 (2010.35)

説 本件溶接作業を遂行したものと認められる」とされる。本判決は、共同注意義務を具体的に認定する際に、 為を共同して(危険防止の対策上も相互に相手の動作を利用し補充しあうという共同実行意思の下に共同して) いること(予見義務違反の心理状態)についての相互の意思連絡の下に本件溶接作業という一つの実質的危険行 を掛ければ大丈夫である(可燃物への着火の危険性はない)からこのまま本件溶接作業にとりかかろうと考えて

2 各人の行為の共同性に着目する見解

の対等性を考慮しており、この点においても大塚説に近い判決だといえる。

1 鈴木による共同注意義務の分析

このほか、

過失共同正犯と過失同時犯における限界づけのために、各人の行為の共同性・個別性に着目する見

べきではないのではないか、との疑問も生じてくる。しかし、このような場合でも鈴木は、(ジ) 死亡させたとなると、「射撃対象を十分に確認する共同義務」は存するが、「主観的には明らかに共同行為」であっ とする。これに対して(イ)A・Bが甲を熊と間違えて発砲したが、Bの弾は外れAの弾丸のみが命中して甲を 共同して大きな石を崖の上から落としたところ、下を通行中の甲にあてて死亡させた事例であり、 ても「客観的にはそれぞれ一応独立の射撃行為」ともいえ、弾丸の外れたBについてAの射撃の結果を負わせる 流れをA・Bが共同して惹起しているという共同行為が、崖下に人がいないかを注意すべき義務を基礎づける、 鈴木茂嗣は共同注意義務が問題となる事例として、三つのバリエーションを提示する。まず、(ア) A(g) · Bが

Bの不注意な射撃が

44巻2号 2) (2010.

立場

結論

の相違として表れる、と考えられる。そして、「共同正犯が成立するためには、構成要件該当事実の実現に

法益侵害」であって、 同時に発砲したところ、 ることができ、共同正犯を認め得る、とする。しかしさらに、(ウ) 射撃場でA・Bが共同して標的に向 それ自体Aの不注意な射撃と呼応し、 Bに共同者Aが共同行為に失敗することのないよう注意すべき義務はない、 Aの弾丸が標的をそれて近くにいた甲を負傷させた場合には、「共同行為の失敗による これを補充しているといい得るのであるから、 相互的利用 補充関係を認め として共同義 かって

2 橋本の分析

務の存在を否定する。

にその犯罪的事象を支配していると理解することが可能、 行為者は当該過失行為を行うことによってほかならぬ当該の具体的犯罪事実を惹起したという点において、 る結果惹起を過失行為者は目的的に支配しているわけではない、との基本的認識に立つのに対し、 目的的行為論からの一般的な結論と異なって過失共同正犯を肯定する。ドイツにおける行為支配論が、 射撃の設例に関しては、 橋本正博も考察を加えている。橋本は、行為支配論を支持しつつも、ドイツにおける(ミョ) としており、このような行為支配概念の相違が両者の 橋本は、

因となっており、 とに本質的に依存する。 犯としての事実的寄与は、 対する重要で不可欠の寄与という正犯的寄与をもって犯罪実現を支配していることが必要である」としつつ、「正対する重要で不可欠の寄与という正犯的寄与をもって犯罪実現を支配していることが必要である」としつ、「正 それゆえにこそ共同正犯が独自の正犯形式として規定されている」、とする。 意思的側面においても事実的側面においても、この要因が犯罪事実実現に向かう強化要 共同正犯において各関与者が意思を通じていること、共同実行の意思を有してい 44巻2号

のような前提の上で、橋本は以下のように論じる。まず、

A・Bが一緒に狩にでかけ、

森の中でAが撃った

(2010. 2) 37)

論 説 Bは自らの寄与によって過失致死という犯罪事象を統制してはおらず、「狩」を共同して行っても、 という漠然とした、多数の行為を包括する行動ではなく、A・Bがそれぞれ個別に行った特定の射撃行為であり、 れが射撃行為をすることを前提としている。しかしながら、過失致死罪の構成要件の評価の対象となるのは、「狩」 弾丸が、 付近にいたCに命中してCを死亡させた場合、狩を共同するということは二人の共同体においてそれぞ 2)

十分注意せずに置いたのがA・Bのいずれであるかにかかわらず、両者を共同正犯として処罰し得る。 行為を両者が認識しており、これらを自己の寄与によって制御することができたのであるから、実際に瓦の束を に、無造作においてあった瓦の束が落ち、下を通行していたCの頭に命中して死亡させたのであれば、具体的な 基礎づけるだけの実質はみられない。しかし、A・Bが屋根に登って屋根瓦を外す作業を共同して行ってい る際

44巻2号

(2010.

行為の個別性・共同性という観点から橋本の見解を分析・検討すると、以下のようにいえる。「狩を共同に行

両者による、結果に至る因果の流れが共同行為支配下にあるといえる、という点に求められることになろう。 であるが、 束にして屋根の上に置くという個別の行為に分解されることはない。問題はこの両者の違いがどこから生じるか 犯は成立しない。しかし、「瓦を共同して外す」という認識が当事者間にある場合、各人の行為は、瓦を外して う」という認識が当事者間にあったとしても、各人の行為は個別の射撃行為に分解されて検討され、 結果に向けての共同行為支配が形成されているとは言い得ないのに対し、瓦事例については、 橋本の見解によれば、おそらく、狩を共同に行うという客観的事実とその共同認識という主観的事実 過失共同正 A B

38

危険創出の態様に着目する見解

3

は十分な理由があり、 する。そして、このような観点からは、注意義務の共同と過失行為の共同があれば過失共同正犯を認めることに 義務)(エ)過失行為、 本的に新過失論の立場に立脚しつつ、(ア)結果予見可能性、 橋本らにみられるようなモデルケースの検討による類型化の手法をさらに推し進めるものとして、杉田 危険創出の形態に着目して共同注意義務を類型化する試みがある。杉田判事は、 共同注意義務違反説は基本的に支持し得る、とする。(21) の4要件を過失犯成立に要求しているとし、 <u>구</u> 結果回避可能性、 特に (ウ)・(エ) (ウ) がその中核をなすものと 注意義務 現在の実務は、 (結果回 基

危険な具体的状況の共有形態として、(1)危険創出型と(2)危険防止型との二類型を想定し、前者をさらに たは全員により結果を回避し得るような危険な具体的状況が存在していなければならない、とする。そしてその くてはならないから、 a その上で、杉田判事は、結果回避義務は、 体的危険創出型、 結果回避義務の共同も、 b 並行的危険創出型、 結果予見可能性を基礎づけるべき一定の具体的状況が存在してい 各行為者がそれぞれ結果を予見し得るとともに、行為者の一部ま (c)役割分担的危険創出型とに区分するのである。

じて積極的に創出し、 わせて動かし、 1 a 体的危険創出型として挙げられているのは、一人では動かせないような大きな石を二人で力を合 崖から落としたというように、本来一人であれば作出し得ない危険状態を、 結果を発生させてしまった場合であり、 1 b 並行的危険創出型は、 各行為者が意思を诵 各人がそれぞれ

独立して結果を発生させるに十分な危険を含んだ行為を同一機会に並行して行ったところ、行為者の一部ない

39) 44巻2号 (2010. 2)

以上の(1-c)を除く諸類型においては、各行為者が共同義務を怠り、意思を通じて一定の作為・不作為に出 検討されることになる。(3) おける共謀とは異なり本質的要素ではないが、主観的要件が等閑にされるわけではなく、 た場合には、 いるが、行為者が法令・契約・条理等により、 両者の結果回避義務を共同義務とすることは困難、とする。この事例群においてはもっぱら過失単独犯の成否が A 険の現実化を阻止する役割を担っている場合である。このうち、 ていた間に、 石を投げて遊んでおり、 全員の行為から結果を発生させた場合で、(1-c)役割分担的危険創出型は、 ・Bの行うべき結果回避措置はまったく別内容のもので、 共同過失行為を認めることができる。すなわち、 石が下の人間に当たったというように、 他方BはAの依頼により下の道を人が通らないか見張っていたが、 一方、 (2) 危険防止型は、 共同してその危険の現実化を阻止すべき義務を負う場合である。 各行為者の行為とは無関係にもともと危険な状況が存して 一部の関与者が危険創出行為を行い、 しかもその措置の履行については相互性がないため、 共同注意義務違反において、 役割分担的危険創出型については、 例えばAが崖から下に向 共同結果回避義務を負 意思連絡は故意犯に 他の関与者がその危 Bが他に気を奪わ 杉田判事 か 0 44巻2号 (2010.2) 40)

三 過失共同正犯論に関する諸判決

意思を通じて、各自一定の作為・不作為に出たことが必要、とされるのである。(3)

1 下級審判例の動向

日本には、 過失共同正犯に関して、 挙動犯についてこれを肯定したとされる著名なメタノール事件最高裁判決 する。

関係

が

ある場合でも共同注意義務を認めることは許されるかが、

以下では、

下級審判決が、

具体的な事例に即してどのような解決を目指したかを、

実務上、

重大な判断の分かれ目となり得る。

分析していくことに

する。 明示している判決として、 第一点目として、下級審判例には、 のほか、 また、 幾つかの下級審判例が存在する。これらの下級審判例の特徴としては、 過失犯での意思連絡の不存在を理由に過失共同正犯を否定する、 四条踏切事件が挙げられる。 既に述べた通り、 特定の学説の影響を強く受けていると思われるもの しかしながら、 過失共同正犯を概念的に肯定している諸 概念的否定説に対する態度決定を 以下の諸点が挙げられる。 が存在 まず

判決の中にも、

意思連絡必要説と不要説の双方が見受けられる。

われるなどとして、 罰を可能にする、 論による場合)が、 て考えたときには、 定の場面におい いう態度を示している判決 また、 以上は、 過失共同正犯概念を肯定することによって、 過失共同正犯否定説側から、 て、 という傾向も見られる 過失共同正犯肯定説に内在する欠陥として批判されている点である。 他の行為者との間に共通する、 その者に割り当てられている任務の内容から考えて注意義務違反を認めにくい 同時犯を認める場合よりも処罰が拡大することを認めた判決である。 (先の名古屋高裁昭和六一年判決) (観光船無断運航事件、 因果関係の擬制を認めることになる、 より包括的・抽象的な共同注意義務を認めることにより、 単独正犯にしか認められない場合より処罰が拡大できると がある。この名古屋高裁の判決は、 Л [条踏切事件。 両者とも過失共同正犯を肯定す 注意義務の認定の厳格さが失 さらに、 単独正 因果関係 (特に新過失 犯とし 処

41) 44巻2号 (2010. 2)

監督・

被監督

な関心が寄せられている点が挙げられる。この点につき、任務の同質性・立場の対等性が必要か、

当然のことではあるが、

注意義務の認定方法をめぐる具体的

さらに顕著にみられる傾向として、

1

意思連絡について

れば、そこには、消極論者がいわれるような共同正犯の綜合的意思であり、その独自の特徴とせられるところの の行為を利用しようとする意思を有し、または、他の者の行為に自己の行為を補充しようとする意思を有してお るものとは解せられない。のみならず、共同者がそれぞれその目的とする一つの結果に到達するために、 1条踏切事件においては、「そもそも共同正犯を定めた刑法第六○条は、必ずしも故意犯のみを前提としてい 他の者 2) (2010.42)

余地を存するものと解するのが相当である」とし、過失犯において意思連絡が存在することを要求する。 のもとになされるかぎり、 決意も、共同者相互に存在するとみられ得るのであるから、これ等の決意にもとづく行為が共同者の相互的意識 それが構成要件的に重要な部分でないとしても、ここに過失犯の共同正犯が成立する

44巻2号

意思連絡の要否に関して、下級審判例は見解の一致を見ていない。

(2) 客観的帰責の範囲の拡大を意図する判決

棄して過失共同正犯を認めた。 を怠ったため火災が生じたとして、 も、特に原因行為を特定しにくい事案に関するものであった。第一審は、被告人両名がそれぞれ各自の注意義務 で溶接を行い、その間に火花もしくは輻射熱により火災が生じたという、過失共同正犯を肯定した諸事例の中で のうちのいずれが行った溶接作業に起因するものであるかを明らかにすることはできないとして、 業務上失火罪の共同正犯を肯定した、名古屋高裁昭和六一年判決は、溶接作業に従事する二名の作業員が交替 失火罪の同時犯としたところ、 第二審である本判決は、火災について被告人 一審判決を破

すなわち、本判決は、「原審で取り調べられた全証拠を検討しても、本件火災が被告人両名のいずれの溶接作

正犯を認めることによって両名の過失責任を肯定した。 た注意義務違反があるとしても、それだけでは過失と火災との因果関係の証明は不十分であるとして、 証明がないといわざるを得ない」として、被告人両名に、遮蔽措置を講ぜず、作業終了後の監視・確認義務を怠っ 言すれば本件火災の発生を回避するために被告人両名が各自原判示のような具体的注意義務を負つていることの 原判示のような注意義務を 業に起因するものであるかという点を明らかにし得る資料は見当たらないのであるから、 (抽象的に) 負つているとしても、これと本件火災との間に因果関係があること、換 仮に被告人両名が各自 過失共同

3 関与者の法的地位につい 7

する先の名古屋高裁の事案では、「まさに同一機会に同一場所で……溶接固定するという一つの目的に向けられ 準について、 実行行為は、 て協力して行つた た作業をほぼ対等の立場で交互に(交替して)一方が、 一の影響を受けつつも、実務は過失共同正犯を認めるための具体的基準の抽出に努力している。 多くの判決において、 立場の対等性という要件を要求する判決がある。 共同注意義務違反を指すと観念されているが、その共同注意義務の存否の基 溶接し、 すなわち、溶接作業が原因となった、 他方が監視するという方法で二人が一体となつ 失火罪に関 特に、

立場の対等性が考慮されている。 場の対等性について考察する場合、 対等性が、 各関与者間におい て指揮命令関係といった上下関係 が存在

確ではなく、例えば大塚説は、

ないことを意味するのか、

あるいは、

(一方が他方の動作を利用して行つた)ものであ」るとされ、過失実行行為の認定にあたって、 任務の同質性をも要求しているように思われる。しかし、ここでは、両者を区別 各関与者が同質の任務を担っていることを指すのかについては、 あまり明 43) 44巻2号 (2010.

2)

欠けるケースと考え、各人が異なる任務を担いつつも、指揮命令を受けることなく同等の立場で協力しあうケー することとし、管理・監督過失が問題とされ得るような指揮命令関係が存在する場合のみ、立場の対等性要件が

スと区別することとする。

まず、作業の同一性を要求しないで過失共同正犯を認めた判例としては、観光船無断運航事件、(26) 四条踏切事件

運航することを避ける義務、 ずれも、それぞれの関与者が担っていた役割分担から生ずべき個別具体的な注意義務を超えて、素人が観光船を ころ、Xが操舵を誤り、 ものである。X・Yのいずれもこの種の船舶の運航の技能も経験もなかった上、桟橋付近は衝突や座礁等の事故 ディーゼルエンジン付き観光船を見つけ、酔余好奇心からこれを運航しようと企てて、同船に乗り込んだという が挙げられる。 ならない」という注意義務に共同して違反した、とした。また、四条踏切事件についても踏切相番・本番の各々 ら意思を通じて観光船の運航を行った点について、「船舶運航の技術を持たない者が勝手に船舶を運航させては が十分予想される場所であったにもかかわらず、Xが操舵を、Yが機関部の操作を行い、船の運航を開始したと の役割を超えて、踏切の安全を守るべき共同注意義務を認める。このように観光船運航事件と四条踏切事件はい 観光船無断運航事件は、米海軍基地米国海兵隊所属の海兵隊員であったXとYが、早朝、観光桟橋に繋留中の、 船を対岸に衝突・座礁させ、 踏切の安全を守る義務という、より抽象的な注意義務違反が想定されている点が特 船を一時航行不能にした。裁判所は、 両者が酔余好奇心か

段と六〇条の適用を認めている。本件は、投薬を医師から指示された看護婦Kは、 複数の看護婦の不注意が関与した事例につき、東京地裁平成一二年一二月二七日判決が、二一一条前 血液凝固防止剤の入った注射

徴的である。

器を取出して処置台に置き、さらに他の患者に対して使用する消毒液を吸い取った別の透明な注射器を処置 上に置いたため、 患者に薬剤を投与するにつき、 この二本の注射器を取り違えて、 その中身を確認すべきであったにもかかわらず、 消毒液が入った注射器の方を患者の病室に持参し、 注射器内に入っていた消毒 護婦Y 台の

液を患者に点滴して、患者を死亡させた、というものである。

判所は、

Xにつき、

薬剤を準備するにあたって薬剤の種類を確認して準備すべき注意義務に対する違

反、

Y

て引き起こされた業務上過失致死の事案である」と述べられており、 を被害者に点滴したため、 液とを取り違えて被害者の床頭台に準備し、被告人Yにおいて、 る被害者に抗生剤を点滴した後、 につき、薬剤を投与するにあたって十分薬剤の種類を確認して投与すべき注意義務に対する違反を認めた。 本件では、六〇条が適用されているものの、 被害者を死亡するに至らせたという、 引き続き血液凝固防止剤を点滴するに当たり、 量刑事情についてではあるが、「手術を受けた入院患者であ 床頭台に準備された薬剤の確認を怠って消毒液 病院看護婦である被告人両名の過失が相重 過失共同正犯を認める意義がどこにあるの 被告人Xにおいて、これと消毒 な 0

診療行為が二人以上の医師により共同して行われその医師間に責任に軽重のつけ難いような場合、 広島高裁は、 ある。 も高かったにもかかわらず、 誤ってクロロフオルムを患者に静脈注射したため、 かを探究する必要がある。 方、これらの過失共同正犯肯定事例に対 本件は XとYとは患者Aに対して同様の責任を負った共同担当医であったと認定し、「或る患者に対する A病院勤務の外科医であるXとYが脱臼を訴える患者Bを共同して診察治療した際、 共同注意義務の存在を否定した事案として、広島高裁昭和三二年七月二〇日判決が L 立場の対等性があり、 Bは注射液の中毒による心臓衰弱で死亡という事案であるが しかも各関与者に課され た任 看護婦Cが 務 同質性

然もその診療

説 な場合とか或は特定の診療につき特に責任を分担しその帰責を明かにして行われたのでない限り、 過程に於て、医師の過失の存した場合は、その内の或医師につきその過失につき全然関係のないことが特に明瞭 右過失につい

行為や、注射を行う前の準備段階における注射薬液の確認を行う義務を有していた、とし、 て、Yと共に、 ての責任共同診療に当る医師全員に存すると解するを相当とすべき」としつつも、Xは、 看護婦らを監督看視し、自ら注射を行う場合と同様の注意を以て、患者の体内に注射する直接の 共同担当医の一人とし 六〇条の適用を認め

意義務が認められることはあるか。 それでは、任務の同質性がないばかりか、 特に従来、 指揮命令関係にあり、関与者の立場が対等でない場合でも、 管理・監督過失が問題とされるような事案において、この 共同注 問 題は

顕在化する。

なかった。

では、 発生を未然に防止すべきであったにもかかわらず、これを怠ったため、従業員の火気に対する注意心を弛緩させ 喫煙を禁止しないで放置していた工事現場責任者の被告人Xが重失火罪で処罰された。Xには、工事責任者とし て、従業員Aを不注意にも喫煙するに至らせ、さらに従業員Bの喫煙を現認しながらこれを制止しなかったばか て屋上での喫煙を慎むばかりでなくその配下の従業員に対しても予め屋上での喫煙を禁止するなどして、 監督者と作業員の間における過失共同正犯が否定された、屋上喫煙事件 また、アドバルーン事件においては、アドバルーン掲揚を請け負っている業者と、その者にアルバイトとして 連日晴天、高温続きであったにもかかわらず、木造の県庁庁舎の屋上で喫煙し、 自らも喫煙した重大な過失によって、県庁庁舎及び県議会議事堂の一部を焼毀した、とされたのである。 (秋田地裁昭和四〇年三月三一日判決) 配下の従業員に対しても 火災の

雇われている者との間の過失共同正犯の成立が問題となった。本件は、アドバルーンの掲揚による建売住宅の宣

(2010.2) 46) 44卷2号

人の

不注意とAの不注意とが同格の関係において結果発生へと一体化しているとは評価することができず、

当該事案に関しては、そのような「特殊な事情が認められず、

Aの不注意の方が重いと認めるのが相当」であるとして、Xを無罪とした。

ろ、

る。 A は、 て、アドバルーンを繋留するについて水素ガスを抜くか抜かないかは自分独自の判断で行っていた。 素ガスを抜なかったため、 伝を請け負ったXが、アルバイト学生のAに対してアドバルーンの掲揚と地上繋留中の監視を指示したところ、 なお、Aはアドバルーンの掲揚取扱いについては四年の経験があり、 子供がアドバルーン周辺で遊ぶ危険があったにもかかわらず、アドバルーンを地上に繋留する際、 子供二人がアドバルーンの中に入り、 酸素欠乏症によって死亡した、という事件であ いわゆるベテランと言われる者であっ 中の水

とするような事情のあった場合、 故発生につながることが明らかに予想され、 えられる」としつつも、「業務の執行を管理する者がその業務の執行を従業員に委ねた後従業員 為者のそれぞれが各自不注意な行為に出でてそれぞれの不注意が相互に影響しあうことにより全体として一個 不注意が形成され、それにもとずく結果が発生したという評価が下される場合には過失共同正犯が成立すると考 ついて刑事上の過失責任を問われるためには、従業員の業務の執行が未熟であるとか、その者の業務の執行が事 本件で、 裁判所は、「過失犯の特質から考えて、共同で犯罪を実行しようという意思の連絡なしでも、 あるいは、 従業員の業務の執行を中止させ自ら業務の執行にあたることが 管理者が従業員に対し適切な指示助言により事故の発生を避けるこ の業務の執 共同 行に

とができる性質のものであったというような特殊な事情を必要とすると解され、……管理者の不注意が従業員

不注意と同格の関係において結果発生へと一体化していることを要し、

あい影響しあうことが必要」であるが、

相互に同格の形において不注意を促進し かつ被告 47) 44卷2号 (2010.2)

4

採っている名古屋高裁判決は、 して過失共同正犯を肯定する立場と、これを不要とするものとの両者が見られる。このうち、 以上で紹介した下級審判例の動向を分析してみると、まず、少なくとも一般論として意思連絡の存在を前提と 因果関係の認定の場面において、単独正犯を認める場合よりも処罰が拡大するこ 意思連絡必要説を

という、より統括的な共同注意義務を想定することによって、 注意義務を各関与者が従事した任務に応じて厳格に解釈すれば、Yの機関部操作行為について注意義務違反を認 事故の原因がもっぱら操舵におけるXのミスにあり、Yが素人ながらも適切な機関部操作を行っていたのならば、 とを認めた判決だといえる。 よって故障が生じ、それが原因で座礁し運航不能になったというのなら、Yにのみ過失責任を問うべきことにな めることは難しいはずである。また、もし仮にXが素人ながらも正しい操舵をしたが、機関部の不適切な操作に 次に、注意義務の抽象化による処罰範囲の増大を容認する判決がある。例えば、観光船無断運航事件につき、 したがって、本判決は、X・Y間に「船舶運航の技術を持たない者が勝手に船舶を運航させてはならない」 処罰範囲を拡張したと考えることができる

犯を認定するために、 共同者が一つの結果(本件では、列車を無事に通過させることであろうか)に到達するために、 を行っていたと評価することも考えられるのである。しかしながら裁判所は、 たとえお互いに注意に欠けることがないよう補充しあうべき関係にあったとしても、それぞれ別の義務違反行為 る職務行為を担当していたにもかかわらず、過失共同正犯が認められた点が注目される。すなわち、過失共同正 四条踏切事件についても、また、四条踏切事件では、XとYとはそれぞれ本番と相番という内容の異な 関与者の立場の対等性を要求するならば、 関与者の役割が異なる四条踏切事件においては 過失共同正犯の成立可 他の者の行為を 能性につき、

> 44巻2号 (2010.2)

なけ

ればならない、

0 注 内容の同質性を要求する根拠としては、共同注意義務を負っているといえるためには、

意義務を重複して負っているという事態が必要であり、

という点が考えられるであろう。

しかし、

このような立場では、 各関与者の法的地位が同

共同注意義務が単なる同

することも許されたはずである。

それでは、

任務の同質性が不要であるならば、

さらに立場の対等性をも不要とされるのであろうか。

複数の関与者が、

るかに関して、

注意を払う必要はなく、

また四条踏切事件においては、

ても、 ばならないというような厳格な義務を課してはならないという新過失論の建前に忠実であるならば、 的 あるとされ、X・Y両名に「協力しあって踏切の安全を守るべき共同の注意義務」 認められ、 利用しようとする意思を有し、 運航事件に関しては、 務を遂行するに当たっては、 から考えて注意義務違反を認めにくい かった)を見守りXからの合図を待っていたのであるから、 この二判決から明らかになるのは、単独正犯として考えたときには、 抽象的 過失共同正犯が成立し得る、とした。そして、本件では、Yは、列車接近表示器 その決意が共同者の相互的意識のもとになされるかぎり、それが構成要件的に重要な部分でないとし な共同注意義務を認めることにより、 踏切警手として踏切道における危険の発生を防止するのに、 機関部操作を担当した者は、 必要最低限の注意を果たしていれば足り、それを超えて一切の危険を回避しなけ または、 (特に新過失論による場合)が、 他の者の行為を補充しようとする意思を有してい 処罰が可能になるということである。 機関部操作のみを適切に行えば足り、 一見注意義務を尽くしたかように見受けられるが、 その者に割り当てられている任務の内容 他の行為者との間に共通する、より包括 可能な一切の注意義務をつくすべきで があるとされたのであった。 すなわち、 (故障していて作動しな れば、 操舵が適切に行わ 共同実行意思が 各人がその任 観光船

本番は相番からの合図をある程度信頼 一であることを前提とし 注意義務 同じ内

論 説 てもまったく同じ結論に至るというのであれば、 の注意義務の並存以上のものであることを説明しにくい。 共同注意義務を認める意義が皆無になってしまうからである。 単なる同一の注意義務の並立であって、 単独正犯とし

るとして共同注意義務の内容を決定し得るからだ、という観点から根拠付けられるならば、任務の同質性も当然 正犯として捉えた場合にも同種の注意義務を各々が負っていることとなり、同一の注意義務を共同して負って 助長・促進しあったのであれば、 を回避すべき一個の具体的注意義務が課されている場合があり、そのような場合に、各関与者が相互に不注意を また、各人の担う役割が異なり、 共同正犯を認めてよいとする余地が残されてもよいはずである。さらに、 各人の具体的行為態様が異なる場合であっても、具体的な危険状況の中で結果

要求されることになろうが、既に見た通り、先の二判決はそのような立場を否定している。

そこで、管理・監督過失が問題となるような事例について、

裁判実務において、どのような判断がなされ

の共同正犯を肯定する態度を示している。 不注意を促進しあい影響しあ」っているならば、過失共同正犯が成立し得る、としており、監督者と被監督者間 者の不注意が従業員の不注意と同格の関係において結果発生へと一体化して」おり、「相互に同格の形において バルーン事件では、 ついて、過失共同正犯を認めることなく、工事現場責任者のみに過失責任を認めている。しかし、他方で、アド かを考察してみると、先に取り上げた秋田地裁判決は、県庁庁舎屋上で喫煙した工事現場責任者と作業員二名に 監督過失の存否を問題とすれば足りるような事案であったにもかからず、 裁判所は、 管理

> 44巻2号 (2010.2) 50)

思われる、

四 共同注意義務違反説をめぐる議論

共同注意義務違反説に向けられる批判としては、 以下のようなものがある。

1 処罰範囲拡大の批判―因果関係の擬制の問題

過失共同正犯肯定説の中には、 過失共同正犯は、 二人以上の行為を全体としてみれば過失があるが、

意を払ったにもかかわらず、他方が一方的にミスを犯したことが明らかなのであればそれは共同行為関係から生 側にどれくらいの過失があったかを特定できない場合に全体に過失を認める法理であり、 一方は十分相手方に注

じた結果ではない、とするものもある。(3)

しかし、このような態度は、過失の存在を証明できない人間についてま

で過失責任を認めてしまうものであり、まさに処罰範囲の不当な拡張という否定説側の批判が妥当する。

因果関係の擬制に関しての真の問題は、 共同正犯における意思連絡概念の要求が、 むしろ、過失共同正犯肯定説・否定説が共に所与の前提としていると 一部実行全部責任の法理にどのような影響を及ぼしている

に私には思われ のかについて、過失犯のみならず故意犯の分野においてもまだ十分な分析がなされていないという点にあるよう

思と結合することによって、複数人の行為が一つの共同実行行為として評価される点にあるとされる。そうだと 各人の行為が、特定の一つの行為目的 犯罪共同説においては、 共同正犯は数人で一個の犯罪を実現する犯罪形態 (故意犯の場合は法益侵害を目的とする) の下に他者の行為意 (「数人一罪」) であり、

の本質は、

例えば、

44巻2号 (2010. 2) (51

説 ちになされているのではないか、と考えることはできるかもしれない。つまり、意思連絡を通じて数人が互いにちになされているのではないか、と考えることはできるかもしれない。つまり、意思連絡を通じて数人が互いに すれば、二人以上の行為を一体化したその「一罪」と結果との因果関係を考えれば足りるという理解が暗黙のう

各人の行為と結果との因果性を問題にする必要はなく、共同行為ないし全体行為と結果との間に因果関係が肯定 手となり足となり、特定の結果に向けて協力しあう点にその本質を求めるのであれば、共同正犯の帰責において

されればよい、と考えるのである。

そこで、過失犯についても当該実行行為の実施に関する意思連絡はあるのだから、

と考えて、他者の行為へ及ぼした因果性に還元することにより相互帰責の問題を解決する立場を採るのであれば、 これを理由に各人の行為と結果との因果関係を考える、という見解の方が日本では有力であるようにも思われる。 排斥されることが考えられ、むしろ意思連絡を通じての相互補充関係が、共犯特有の因果関係を形成しており、 共同正犯特有の因果関係の内実をより詳細に検討する必要がある。 このように、共同正犯といえども自己の行為から因果的に生じた範囲内でしか結果を帰責させるべきではない、 共同行為ないし全体行為と結果との因果関係を見当するという思考方法は、団体責任・集団責任的であるとして 体行為と結果との間に因果関係があれば関与者全員に結果帰責が可能とすることが十分に考えられる。しかし、

2 実務上の必要性の欠如

共同注意義務違反説の中でも、共同注意義務という客観的な要素のみによって共同正犯の成立範囲を画定しよう 行為と共同行為の区別の試みにもかかわらず、依然として共同注意義務違反説に対する重要な批判である。 共同注意義務は個別的な義務に解消され得る、という実質的不要説からの指摘は、鈴木説や橋本説による個別 特に、

> 44巻2号 52) (2010.2)

合意によって形成された全

かなど、 二年判決、 殊な客観的要素を要求することによって両者を区別しようと試みているのであるが、 ればならない事情」ないし「相互に注意しあうことによる共同作業の円滑・確実な完遂への期待」を裏づける事 肯定説は、「一体となっているという事情」、「相互に相手方の分担部分についてまで立ち入って注意し合わなけ 共同実行なのか、二つの過失実行行為の並存 としている藤木説に拠る場合、 「高度な危険」 さらに詳細に検討する必要がある。 東京地方裁平成一二年判決、 等々の事情の存在を要求することにより、 故意の共同正犯に要求される意思連絡という主観的要素が放棄されているため、 世田谷ケー (同時犯) ブル事件といった事案について、 なのかの区別が非常に重要になるといえよう。 単独犯へ解消し得ない過失共同正犯のみに伴う特 これらの事 例えば先の広島高 情 が認められる 裁 昭

3 共同注意義務概念に内在する欠陥 の指摘

もの は生じないはずであり、 定されるなど、 わけでないから、 行為の共同があったとしても他の共同者に義務を遵守させるという、 過失共同正 Ш であるので、 口厚は、 犯が成立してい 共同注意義務違反説を、 般的な保証人的地位を肯定するための要件が認められなければ、 否定説における同時犯解消説の解決は妥当ではない。 過失作為犯の共同正犯をどう理解するかが不明である、 各共同者が保証人的地位の共同に基づいて共同作為義務を課される場合に不真正不作為 とこのように、 作為義務を設定して不真正不作為犯の構成により過失共同正犯を肯定する 山口は共同注意義務違反説を理解するのである。 各共同者に固有の作為義務は直ちに生じる 他の共同者に対する排他 と批判している。(35) 他の共同者に対する作為義務 共同者による危険な 的支配 関係が肯

確かに、

伊東研祐のように、

共同注意義務違反説を基本的に支持しつつ、

同説を不真正不作為犯として

る、

44巻2号 (53) (2010.2)

説 論 その結果、 信頼・依存を前提とした共同保証人的地位内での役割・機能の意識的または無意識的な割当て・引受けが生じる。 先行行為の共同・共同排他的支配等が一定程度の時間的継続等を経た場合には、意識的あるいは無意識的な相互 構成する、 結果発生との関係での個々人の義務だけではなく、 特徴ある見解も存在する。伊東説によれば、数人が日頃同種作業を反復的に行っている場合のように、 結果発生を促進するような全体状況・共同者状況

の排除等の相互的義務が生じる場合に過失共同正犯が認められるのである。(※)

ことは、不真正不作為犯としての過失行為と評価されるであろうが、みずから注意を遵守すべきであった、とい という共同注意義務の定義にみられる、「他の者にも注意を遵守させる義務」の内容が依然明らかではなく、い の説明も不十分である。 う義務違反行為は作為形態でなされている場合、 わゆる管理・監督義務とどのように異なるのかも明確でない。さらに、他人に注意義務を遵守させる義務を怠る 失犯において不作為としての作為義務と過失犯における注意義務がいかなる関係に立つのか 過失論の展開にもかかわらず)まだ十分には解明されていない、という点である。また、 らの興味深い問題提起を読み取ることもできる。それはまず、共同注意義務違反を論じる以前の問題として、過 るのでないかぎり、 としての作為義務を定めたもの、という理解は、山口自身による読み替えであり、伊東説のような構成を採用す 不作為犯共通の過失犯としての注意義務として考えている、と思われる。したがって、「共同義務」を不作為犯 - みずから注意義務を遵守するだけでなく、共同者の他の者にも遵守させるようにつとめなければならない義務. しかしながら、過失共同正犯肯定説の多くは、「共同義務」を、不作為犯における作為義務ではなく、 山口の批判は適切ではないように思われる。しかしながら、山口の批判からは、 第四に、故意犯においては作為の共同正犯、 不作為犯と作為犯の混合形態として共同正犯が理解され 作為と不作為の共同正犯、 共同注意義務違反説の (近時の管理・監督 不作為の共同正 別の観点か 作為犯·

> 44巻2号 2) 54) (2010.

て共同注意義務違反として把握されるのか、という点につき、 犯とはそれぞれ概念的に区別されて論じられるが、 過失共同正犯肯定説は、 なお疑問が残らざるを得ない。 これらの諸形態を区別せず、

括し

五まとめ

しながら、筆者自身の能力の不足により、過失不作為犯に関する検討や、自説の展開が不十分であることは、 以上、 過失共同正犯肯定説、 特に共同注意義務違反説の内容と同説に対する批判について検討を加えた。

定できない。これらの点を今後の課題としつつ、今後さらに研究を展開させていきたい。 【追記】 本学に奉職して以来、様々な形で御指導御鞭撻を賜った石川達紘先生・中村建先生に、 心より御礼申し

上げます。

ž

1 犯罪共同説と行為共同説の対立に関する内田の見解については、 内田文昭 一改訂 刑法Ⅰ (総論) [補正版]

九九七年)二八六頁。

- (3) 内田(文)『刑法における過失共働の理論』(前掲注2)二六〇頁以下。(2) 内田文昭『刑法における過失共働の理論』(一九七三年)六一頁。
- 内田 内田文昭「最近の過失共同正犯論について」研修五四二号(一九九三年) 文 「最近の過失共同正犯論について」(前掲注4) 二四頁以下。 二四頁

 $\widehat{5}$ $\widehat{4}$

6 内田説の影響が見られるものに、 越谷簡裁昭和五一年一〇月二五日判決・判時八四六号一二八頁。事案の内容につ

につ (55) 44巻2号 (2010. 2)

 $\widehat{7}$ 福田平 『全訂 刑法総論 〔第四版〕』(二〇〇四年) 二七〇頁。

後述する。

- 8 藤木英雄『新版刑法演習講座』(一九七〇年)二二七頁以下。
- 9 藤木英雄『刑法講義総論』(一九七五年)二九四頁
- 10 ずつ使用して、電話ケーブルの断線探索作業を行っていたが、断線探索作業で使用した二個のトーチランプの消火を 東京地裁平成四年一月二三日判決・判時一四一九号一三三頁。X・Yは、点火したトーチランプをそれぞれ
- 険を生じさせた、という事案である。 護シート等に着火し、更に電話ケーブル等に延焼し、電話ケーブルと洞道壁面を焼燬させ、 十分確認しないで、その場を立ち去ったため、とろ火で点火されたままの状態にあったトーチランプ一個から炎が防
- 11 福田平・大塚仁『刑法総論Ⅰ』(一九七九年)三八〇頁。
- 12 大塚仁「過失犯の共同正犯の成立要件」法曹時報四三巻六号(一九九一年)一二七五頁。
- 13 二一九頁以下。 福田・大塚『刑法総論Ⅰ』(前掲注Ⅱ)三八○頁以下、また、福田平・大塚仁『対談刑法総論(上)』(一九八六年
- 14 要件を重視する。 原田保「過失犯・結果的加重犯の共犯」岡野光雄編『刑法演習Ⅰ〔総論〕』(一九八七年)二二○頁以下等も対等性
- 15 燃物が存在していたので、作業終了後も直ちにその場を離れることなく、しばらくの間監視を続け着火等の異常のな 始したため、可燃物が発火して燃焼しはじめ、旅館客室に使用する建造物を焼燬した。 いことを確認してから離れるように措置すべきであったのに、X・Yはこうした措置を講ずることなく溶接作業を開 高刑集三九巻四号三七一頁・判時一二二四号一三七頁。料理旅館の食堂拡張工事を行うにあたって、X・Yは、 可
- 16 鈴木茂嗣「過失の共同正犯」 『刑法の判例(第二版)』 (一九七三年) 一三〇頁。
- 17 同旨と思われるものに、佐久間修「共犯の概念」法学教室二五五号(二〇〇一年)一八頁。
- 18 橋本『「行為支配論」と正犯理論』(前掲注18)一九八頁以下。 橋本正博『「行為支配論」と正犯理論』(二〇〇〇年)一九九頁以下。

世田谷電話局に延焼の危

30

前掲注6参照

29

下刑集七卷三号五三六頁

- 21 20 橋本 杉田宗久「過失犯の共同正犯」大塚仁・佐藤文哉編 『「行為支配論」と正犯理論』 (前掲注18) 一九九頁以下。 『新実例刑法 (総論)』(二〇〇一年)三四六頁以下。
- 共同することになってはじめて実行行為を完成する場合)との区別が主張されていた。 を待つまでもなくそれぞれ当該犯罪構成要件に予定された実行行為を完成する場合)と真正共同正犯 内田 (文) 『刑法における過失共働の理論』 (前掲注2) 五頁以下では不真正共同正犯 (共犯者の各々が他人の協力 (共同行為者が
- 24 23 合自動車における運転手と車掌の過失競合の事例、 この類型に属するものとしては、 杉田「過失犯の共同正犯」(前掲注21)三五四頁。 列車同士の衝突事故における駅助役・列車運転手・車掌の過失競合の事例 いわゆる桜木町事件などが挙げられている。 や、
- 25 踏切道で列車の接近を確認することにつとめ、本番となった踏切警手は、保安係詰所内で、 車と列車との衝突事故を生じさせた、 て線路上の注視をそらし、また本番も列車接近表示器が正常に作動するものと軽信したため、 は相番の合図により踏切道の遮断機を閉鎖することになっていたところ、 鏡等により列車の接近を確認することにつとめ、 京都地裁昭和四〇年五月一〇日判決・下刑集七巻五号八五五頁。四条踏切においては、相番となった踏切警手が という事案。 列車の接近を確認したときは、手笛等でその旨を通知し合い、 相番は、 列車が相当遅延するものと軽信し 列車接近表示器や反射用 踏切内に進入した自動
- 27 26 28 高裁裁特四卷追録六九六頁。 判時一七七一号一六八頁 佐世保簡裁略式命令昭和三六年八月三日·下刑集三巻七·八号八一六頁。
- 31 長井長信 「鋼材の電気溶接作業に伴って発生した熱の輻射や火花などにより発生した火災について、溶接作業を交
- 32 九八七年)二二五頁等。 替で実施した作業員二名に対し過失犯 大谷實・曽根威彦「対談・共犯に関する諸問題」受験新報五〇〇号(一九九二年)三三頁以下。 (業務上失火罪) の共同正犯の成立が認められた事例」判例評論三四日 三号

33 大谷實・曽根威彦「対談・共犯に関する諸問題」(前掲注32) 一七頁における大谷の見解、松生光正・森永真綱「過

失と共犯」刑法雑誌四〇巻二号(二〇〇一年)二六一頁以下を参照。

34 共同注意義務違反説に対しては、肯定説内部においても批判がみられる。平良木登規男「刑法アトランダム 共犯

35 現代的展開 - 総論Ⅱ』(一九九○年) 二○五頁も参照。 年)四〇四頁以下等。なお、山中敬一「共同正犯の諸問題」芝原邦爾・堀内捷三・町野朔・西田典之編『刑法理論の 山口厚『問題探究 刑法総論』(一九九八年)二七六頁以下。もっとも、山口厚『刑法総論〔第二版〕』(二〇〇七年)

36 伊東研祐「「過失犯の共同正犯」論の現在」現代刑事法二八号(二〇〇一年)六六頁。

三五九頁も参照

この点については、北川佳世子「我が国における過失共同正犯論の議論と今後の課題」 刑法雑誌三八巻一号

九八年) 五四頁、杉田「過失犯の共同正犯」(前掲注21)三四七頁、伊東「「過失犯の共同正犯」論の現在」(前掲注

36) 六五頁も参照

(その3-過失の共同正犯)」警察公論五二巻九号(一九九七年)一○二頁、林幹人『刑法総論〔第二版〕』(二○○八 2) 44巻2号 (2010.